

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月27日
【会社名】	株式会社アップガレージ
【英訳名】	UP GARAGE CO.,LTD
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石田 誠
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都町田市鶴間1706番地1
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長石田誠は、当社の財務報告に係る内部統制を整備及び運用する責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会 平成19年2月15日）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して内部統制を整備及び運用し、当社の財務報告における記載内容の適正性を担保するとともに、その信頼性を確保しております。なお、内部統制、判断の誤り、不注意、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合や当初想定していなかった組織内外の環境の変化や否定形的な取引等には必ずしも対応しない場合があり、固有の限界を有するため、その目的の達成にとって絶対的なものでなく、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社代表取締役社長石田誠は平成23年3月31日を基準日とし、一般的に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、当社の財務報告に係る内部統制を実施いたしました。

評価の範囲は当社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を評価の対象としました。

財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（以下「全社的な内部統制」）及び決算・財務報告に係る業務プロセスのうち全社的な観点で評価する事が適切と考えられるものについては、原則として、全ての事業拠点を対象といたしました。但し、量的にも質的にも財務報告に対する影響の重要性(影響度)が僅少である事業拠点は、評価対象から除外いたしました。

評価対象となる内部統制全体を適切に理解及び分析した上で、関係者への質問、記録の検証等の手続を実施する事により、内部統制の整備及び運用状況並びにその状況が業務プロセスに係る内部統制に及ぼす影響の程度を評価いたしました。

業務プロセス統制の評価は、財務報告に対する金額的及び質的影響を考慮し、上記の全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、各事業拠点の内部取引を消去した売上高及び総資産を高い拠点から合算していき、いずれかの指標で上位累積の2/3相当に達している事業拠点を重要な事業拠点と選定し、事業目的に大きく関わる勘定科目は、売上高、現金及び預金、売掛金及び棚卸資産の勘定科目に至る業務プロセスは、原則として、評価対象といたしました。

さらに、僅少な事業拠点以外の事業拠点について、財務報告への影響を勘案し、重要性の大きい業務プロセス、即ち、重要な虚偽表示のリスクが高い業務プロセスについては、個別に評価対象に追加いたしました。

評価の対象とした業務プロセスについては、それぞれプロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、関連文書の閲覧、当該内部統制に関係する適切な担当者への質問、業務の観察、内部統制の実施記録の検証等の手続を実施する事により、統制上の要点の整備及び運用状況を評価いたしました。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当社代表取締役社長石田誠は、平成23年3月31日における当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4【付記事項】

該当事項はありません。

## 5【特記事項】

該当事項はありません。